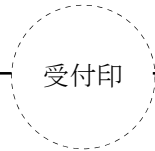


※ 延滞事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
--------	----------------	----	------	-------	------	------



令和 年 月 日
山 口 市 長 様

法人番号 _____ 申告年月日 _____ 年 ____ 月 ____ 日

所在地 〒 _____ <small>本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記</small>	(電話) _____)	この申告の基礎 1. 法人税の _____ 年 ____ 月 ____ 日の修正申告書の提出による。 2. 法人税の _____ 年 ____ 月 ____ 日の更正、決定、再更正による。
(ふりがな) _____	事業種目 _____	
法人名 _____	期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円
(ふりがな) _____	期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
代表者氏名 _____	期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額	

____ 年 ____ 月 ____ 日から ____ 年 ____ 月 ____ 日までの 事業年度分又は 連結事業年度分 の市町村民税の 申告書 ※ _____

摘 要		課 税 標 準	税率 (100)	法 人 税 割 額		
		(十億 百万 千 円)		(十億 百万 千 円)		
(使 途 秘 匿 金 税 額 等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①					
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②					
還付法人税額等の控除額	③					
退職年金等積立金に係る法人税額	④					
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③+④	⑤	000				
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 $\frac{⑤}{⑳} \times ㉑$	⑥	000				
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑦					
税額控除超過額相当額の加算額	⑧					
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑨					
外国の法人税等の額の控除額	⑩					
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑪					
差引法人税割額 ⑤-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪又は⑥-⑦+⑧-⑨-⑩-⑪	⑫			00		
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑬			00		
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑭					
この申告により納付すべき法人税割額 ⑫-⑬-⑭	⑮			00		
均 等 割 額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑯	月	円 × $\frac{⑰}{12}$	⑰	00
	既に納付の確定した当期分の均等割額				⑱	00
	この申告により納付すべき均等割額 ⑰-⑱				⑲	00
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑮+⑲				⑳	00	
⑳のうち見込納付額				㉑		
差 引 ㉑-⑳				㉒		

署
与
税
理
士
名

当 該 市 町 村 内 に 所 在 す る 事 務 所 、 事 業 所 又 は 寮 等		分 割 基 準		当 該 市 町 村 分 の 均 等 割 の 税 率 適 用 区 分 に 用 い る 従 業 者 数
名 称	事 務 所 、 事 業 所 又 は 寮 等 の 所 在 地	当 該 法 人 の 全 従 業 者 数	左 の うち 当 該 市 町 村 分 の 従 業 者 数	人
			人	人
合 計		㉓	人	㉔
			人	㉕

指 定 場 合 の 市 に ⑰ の 申 告 計 算 する	区 名	区コード	月数	従業者数	均等割額	決 算 確 定 の 日	年 月 日	法 人 税 の 申 告 書 の 種 類	青 色 ・ そ の 他
						円			
					00	解 散 の 日	年 月 日	書 類	青 色 ・ そ の 他
					00	残 余 財 産 の 最 後 の 分 配 又 は 引 渡 し の 日	年 月 日	翌 期 の 中 間 申 告 の 要 否	要 ・ 否
					00	法 人 税 の 期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額 又 は 連 結 個 別 資 本 金 等 の 額	円	法 人 税 の 申 告 期 限 の 延 長 の 有 無	有 ・ 無
					00	こ の 申 告 が 中 間 申 告 の 場 合 の 計 算 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
					00	還 付 を 受 け よ う と す る 金 融 機 関 及 び 支 払 方 法	銀行	支 店	
					00		口座番号 (普通・当座)		
					00	還 付 請 求 税 額		十 億 百 万 千 円	
					00	法 第 15 条 の 4 の 徴 収 猶 予 を 受 け よ う と す る 税 額			

(電話)